

平成30年度第1回霧島市個人情報保護審議会会議録（要旨）

I 日 時 平成31年3月22日（金）15時00分～16時15分

II 場 所 霧島市国分シビックセンター 行政棟4階 401会議室

III 出席者

会 長：山本 敬生（鹿児島県立短期大学准教授）

委 員：稲留 隆（司法書士）、植木 春生（司法書士）、河原 晶子（元志學館大学教授）

事務局：総務部総務課 総務課長 橋口 洋平、文書法制グループ長 立野 博、同グループ
主査 横山 雅春、同グループ主査 白濱 健司

IV 資 料

- (1) 平成30年度第1回霧島市個人情報保護審議会会次第
- (2) 「個人情報取扱事務登録制度」について（資料1）
- (3) 個人情報取扱事務調査実施要領（資料2）
- (4) 個人情報取扱事務台帳【新規登録一覧表】（資料3）
- (5) 個人情報取扱事務台帳【変更一覧表】（資料4）
- (6) 個人情報取扱事務台帳【廃止一覧表】（資料5）

V 議事項目

1 会長の選任について

霧島市個人情報保護条例第50条第1項の規定により、互選により山本委員が会長に選任された。

2 審議会の公開又は非公開の決定について

【審議内容】

霧島市附属機関等の会議の公開に関する指針による本審議会の公開又は非公開の取扱い

【審議結果】

本審議会の会議は、公開とする。

3 個人情報取扱事務の登録、変更及び抹消等の報告について

【審議内容】

新規に登録した10件、変更した59件及び廃止した14件について、その妥当性を審査した。

【審議結果】

(1) 新規の登録について

ア 「管理番号3373 かがしま子育て支援パスポート事業」「管理番号5238 国民体育大会ボランティア募集事務」

- 管理番号3373においては、「対象者の範囲」を「子育て家庭を対象とする」としており、これでは本市における全ての子育て世帯に係る個人情報に登録されているのではないかとの誤解を招く。個人情報取扱事務台帳は、一般市民の閲覧に供されているものであることから、正確かつわかりやすい表現により記載されるべきである。当該事業の内容を踏まえれば、本来は、「子育て家庭であって、かがしま子育て支援パスポート事業の利用を申請する者」などと記載すべきではないか。

- 管理番号5238についても同様である。「対象者の範囲」を「高校生以上、霧島市内に居

住又は勤務・通学している方、市内に活動拠点のある団体」としているが、対象者は、あくまで当該条件に合致した者のうち「ボランティアに応募した者」なのではないのか。

- 上記のように記載内容が不十分であることは、個人情報取扱事務台帳を作成している各所管課における個人情報保護に対する意識が低いことに起因しているものと思われるため、その自覚を促すことが必要なのではないか。

イ 「管理番号5239 年金生活者支援給付金の支給に関する事務」

- (当該事務に直接関係するものではないが) 昨今、生活困窮者自立支援事業のように、生活保護に至る前の段階で必要な支援措置を講じるとの取組が実施されている。

市民は、市町村に対し、国保税、固定資産税などの各種税金を支払うが、生活に困窮し始めたとき、最初に支払えなくなるのは、医療に関係する国保税であるように思う。この場合に、生活困窮者自立支援事業などは、所管課が滞納状況等を把握したときに、関係課との間で他の税関係の滞納状況などを情報共有することなどによって展開されることが想定される。

そういった意味では、個人に対する支援を行うに当たっては、各種税の滞納状況などについて、各所管課の間で情報共有を図ることが必要なのだが、このような取組は、個人情報保護の観点からは個人情報の目的外利用に当たるものと思われる。したがって、ある意味、縦割りの対応せざるをえないことになってしまうが、霧島市はどのように取り組んでいるのか。

【事務局】

委員が述べられたとおり、各所管課間における滞納情報等の共有は、目的外利用に当たるものとする。さらに、税に関しては、税法により守秘義務が課されており、これは、個人情報保護制度とはまた別の制限が課されているものである。

このような中、税の滞納が見受けられるような方に対しては、各所管課の間で必要な情報共有を図りながら、その方にとって真に必要な支援を総合的に講じるとの取組を行っている自治体もあるようだが、本市においては、現時点ではそのような取組を行うまでには至っていない。

- 今回、「管理番号5237 地域ケア会議推進事業」が登録されており、当該会議においては、本人の経済状況の問題を含めた形で、いわば包括的に支援措置が検討されるべきかと思うが、各所管課が把握している個人情報は出せないということになるのか。

【事務局】

原則として、そのとおりである。特に、税情報に関しては、先ほど述べた守秘義務の存在により、会議において提供することは困難な面がある。

(2) 変更の登録について

ア 「管理番号505 都市計画道路及び都市施設工事又は業務委託関係事務」「管理番号5202 訪問生活支援サービス事業」

- 「管理番号5202 訪問生活支援サービス事業」においては、「事務の目的及び概要」を踏まえれば、収集する必要性が高いのではないと思われる各種情報（「性別・体格・体力・運動能力・健康状態」等）が、今回、取扱いの実績がないとの理由で収集の対象から除外されている。
- その一方で、「管理番号505 都市計画道路及び都市施設工事又は業務委託関係事務」

においては、一般的取扱事項に「学業・学歴」が追加されており、これは、当該工事等に従事する主任技術者、現場代理人、管理技術者に関するものであると考えるが、これらの者については、必要な資格等を有しているかを確認することができれば十分であり、あえて一般的に秘匿性の高い情報と言える「学業・学歴」を収集する必要があるのか。

イ 「管理番号1823 底地証明」

- 底地証明の対象は、建物のみか。土地を含むのか。

[事務局]

担当課に確認したところ、建物のみを対象としているとのことである。

(3) 廃止の登録について

ア 「管理番号4467 看護学生実習」

市から民間事業者に移管された個人情報、どのように取り扱われるのか。

[事務局]

民間事業者に移管された個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」により、民間事業者が必要な保護措置を講じることになる。ただし、本件情報に関しては、移管先の民間事業者が直接的に必要とする情報ではないため、場合によっては移管されることがなく市が抹消している可能性が高い。

【審議会としての意見】

(1) 「対象者の範囲」の明確化

「対象者の範囲」に関しては、役所内だけで通用するような表現ではなく、一般の市民が閲覧した際にもわかりやすい、かつ、明確な表現としていただきたい。

(2) 不必要な個人情報の収集の見直し及び必要な個人情報の収集

収集する個人情報については、自律的に見直しを行われている課等もあるだろうが、本来的には不必要な個人情報であるにもかかわらず、慣習的に漫然と収集し続けている事例も多いものと見受けられる。

一方、困窮されている方々に対する支援のあり方なども多様になり、これに伴って行政に対する期待感も高まってきている。その分、必然的に入手せざるをえない又は各種措置を講じるに当たり重要な個人情報というものも増えてきているように思う。

このようなことを踏まえれば、行政においては、収集する必要性のない個人情報は収集せず、他方、収集する必要性のある個人情報については、積極的に収集していくといったメリハリのある対応が求められていることに留意していただきたい。